

平成18年12月19日(火曜日)

議事日程第4号

平成18年12月19日(火曜日)午前10時開議

- 第1. 議案の撤回について
- 第2. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第210号 1件
- 第3. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第4. 委員長審査報告
- 第5. 議案第185号 由利本荘市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第6. 議案第186号 由利本荘市子育て支援金条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第187号 由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第188号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第189号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第10. 議案第190号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第11. 議案第191号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第12. 議案第192号 由利本荘市道路線の認定について
- 第13. 議案第194号 平成18年度由利本荘市一般会計補正予算(第6号)
- 第14. 議案第195号 平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第15. 議案第196号 平成18年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第16. 議案第197号 平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第2号)
- 第17. 議案第198号 平成18年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第2号)
- 第18. 議案第199号 平成18年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 第19. 議案第200号 平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 第20. 議案第201号 平成18年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第21. 議案第202号 平成18年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第22. 議案第203号 平成18年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 第 23 . 議案第 204号 平成18年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第 24 . 議案第 205号 平成18年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 25 . 議案第 206号 平成18年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第 26 . 議案第 208号 スクールバスと自動二輪車の衝突事故に係る示談について
- 第 27 . 議案第 209号 平成18年度由利本荘市一般会計補正予算(第7号)
- 第 28 . 議案第 210号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 29 . 陳情第 18号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書提出についての陳情
- 第 30 . 陳情第 19号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書提出についての陳情
- 第 31 . 陳情第 20号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第 32 . 陳情第 21号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書提出についての陳情
- 第 33 . 陳情第 22号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出についての陳情
- 第 34 . 陳情第 25号 由利本荘市議会議員の兼業禁止及び議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情
- 第 35 . 陳情第 26号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書提出についての陳情
- 第 36 . 継続審査中の請願第 2号 国道108号の渋滞を解消するために、鳥海山ろく線の黒沢踏切へ感知式交通信号機設置を求める請願
- 第 37 . 継続審査中の陳情第 8号 総合文化施設(多目的ホール)に関する陳情
- 第 38 . 継続審査中の陳情第14号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
- 第 39 . 継続審査中の陳情第15号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書提出についての陳情
- 第 40 . 継続審査中の陳情第16号 由利本荘市における義務教育の機会均等を求める陳情
- 第 41 . 継続審査中の陳情第17号 公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情
- 第 42 . 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第10号から議員発案第18号まで 9件
- 第 43 . 議員発案第10号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 第 44 . 議員発案第11号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について

- 第 45 . 議員発案第 12 号 「格差社会」を是正し、庶民の暮らしを守るために、増税を行わないことを求める意見書の提出について
- 第 46 . 議員発案第 13 号 「格差社会」を是正し、庶民の暮らしを守るために、社会保障の拡充を求める意見書の提出について
- 第 47 . 議員発案第 14 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出について
- 第 48 . 議員発案第 15 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について
- 第 49 . 議員発案第 16 号 中国における臓器摘出疑惑の解明を求める意見書の提出について
- 第 50 . 議員発案第 17 号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出について
- 第 51 . 議員発案第 18 号 義務教育の機会均等を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号のとおり

出席議員（30人）

1 番 今 野 英 元	2 番 今 野 晃 治	3 番 佐々木 勝 二
4 番 小 杉 良 一	5 番 田 中 昭 子	6 番 佐 藤 竹 夫
7 番 高 橋 和 子	8 番 渡 部 功	9 番 佐々木 慶 治
10 番 長 沼 久 利	11 番 大 関 嘉 一	12 番 本 間 明
13 番 石 川 久	14 番 高 橋 信 雄	15 番 村 上 文 男
16 番 佐 藤 賢 一	17 番 伊 藤 順 男	18 番 鈴 木 和 夫
19 番 齋 藤 作 圓	20 番 佐 藤 勇	21 番 佐 藤 讓 司
22 番 小 松 義 嗣	23 番 佐 藤 俊 和	24 番 加 藤 鉦 一
25 番 土 田 与七郎	26 番 村 上 亨	27 番 三 浦 秀 雄
28 番 齋 藤 栄 一	29 番 佐 藤 實	30 番 井 島 市 太 郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

市 長	柳 田 弘 助	役 員	鷹 照 賢 隆
助 役	村 上 隆 司	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	佐々木 秀 綱	総 務 部 長	佐々木 永 吉
企 画 調 整 部 長	渡 部 聖 一	市 民 環 境 部 長	松 山 祖 隆
福 祉 保 健 部 長	豊 島 一 郎	農 林 水 産 部 長	小 松 秀 穂
商 工 観 光 部 長	藤 原 秀 一	建 設 部 長	猿 田 正 好
行 政 改 革 推 進 本 部 事 務 局 長	佐々木 均	教 育 次 長	中 村 晴 二

消 防 長	福 岡 憲 一	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	中 嶋 豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小 松 浩	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	遠 藤 正 人
書 記	阿 部 徹		

午前10時05分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） これより本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。去る12月7日、追加提出されました議案第207号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定については市長より撤回の申し出がありました。また、本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、議案の撤回についてを議題といたします。

市長から議案の撤回理由の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 撤回理由の説明に入ります前に、議員の皆様にご一言おわび申し上げます。

今定例会におきましては、議案第193号本荘由利総合運動公園（陸上競技場）改修工事請負変更契約の締結について、及び追加提出いたしました議案第207号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についての2件につきましては、議案撤回に至りましたことに対しまして、議員の皆様にご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

今回の係る事態を引き起こしたことは意識の欠如によるものであり、深く反省をしております。

今後このようなことの生じないよう十分注意し、職員を厳しく指導してまいりたいと思います。

なお、私の責任については、これから市政発展のために全力を尽くしてまいりたい。この責任を背負って頑張りたいというふうに存じますので、皆様方からよろしくご理解の上、ご指導、ご助言のほどをお願い申し上げます。

それでは、議案第207号の撤回理由についてご説明申し上げます。

12月7日追加提案いたしました議案第207号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定については、由利本荘市休養宿泊施設鳥海荘の指定管理者として、あかつき観光サービス株式会社を指定する旨お諮りしておりましたが、12月12日付で当該株式会社代表取締役眞坂廣男氏より指定管理者指定申請の取り下げ書が提出され受理いたしましたので、本議案は撤回させていただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で議案の撤回理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案の撤回については、これを承認することに決しました。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第210号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、追加提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本日追加提出いたしました議案は、議案第210号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、本定例会初日に議案の撤回をいたしました本荘由利総合運動公園（陸上競技場）改修工事請負変更契約の事務手続きの不備による義務違反に係り、助役の給料を平成19年1月から1カ月間、10分の1を減額するため附則を改正しようとするものであります。

このたびの工事請負変更契約案件の不手際につきましては、工事施工管理委託業者との意思確認が不十分であったことと、担当職員の行政事務に対する認識不足によるものと考えており、議員の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことについて心からおわび申し上げます。

関係職員については、教育委員会において12月18日付で担当課長を減給10分の1、3カ月、担当職員を減給10分の1、1カ月、管理監督の立場にある教育長及び教育次長を減給10分の1、2カ月の処分を行っております。

今後は、このような事態の再発を防ぐよう、より一層事務執行の適正化に精進したいと存じますので、議員各位におかれましてはこれまで以上のご指導、ご助言のほどよろしくお願い申し上げます。

以上が追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

追加提出議案に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいままでのところ発言の通告がありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第3、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時56分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第185号から議案第192号まで及び議案第194号から議案第206号まで、並びに議案第208号から議案第210号までの24件、陳情第18号から陳情第22号まで及び陳情第25号、陳情第26号の7件、継続審査中の請願第2号の1件、継続審査中の陳情第8号及び陳情第14号から陳情第17号までの5件を一括上程し、日程第4により、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会中、当委員会に付託されました案件は、初日に議決された案件を除き、補正予算3件、指定管理者の指定2件、本日追加の条例改正1件、陳情2件の計8件に、継続審査中の陳情2件を加えた10件の案件を審査いたしておりますが、本日、指定管理者の指定1件の取り下げがございましたので、9件の審査結果についてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第189号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、西目ふるさと交流センター「かしわ温泉」の指定管理者について、公募の結果、6者より申請があった中から指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者と

して株式会社西目町卸流通センターを指定しようとするものであります。

選定委員会では、高齢者に配慮した施設運営、地域振興への貢献、施設利用者のリピーター確保の方策、利便性に影響を与えない経費節減等の提案を評価し、同社が選定されたものとなっており、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第194号平成18年度一般会計補正予算（第6号）であります。当委員会に付託になりました歳入歳出の各款、地方債の追加と変更についてご報告申し上げます。

まず歳入であります。12款分担金及び負担金は、石脇財産区議会議員選挙費確定による財産区からの負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料は、自動販売機の電気使用料収入を20款諸収入に項目変更するための減額であります。

15款県支出金は、財産区事務の一部が県から市へ委託されたことによる委託金の増額、来年4月8日執行予定であります県議会議員選挙委託金のうち、平成18年度分の委託金の確定による増額及び事業所・企業統計調査等の調査委託金の確定等による増減補正であります。

16款財産収入は、市有地の貸し付け、立木・市有地・分譲宅地及び建物の売り払い並びに公用車払い下げ等の実績による増減補正のほか、合併市町村振興基金運用収入の増額補正であります。

18款繰入金は、情報センター特別会計からの繰入金の増額補正であります。

19款繰越金は、歳入歳出額の調整により措置するものであります。

20款諸収入は、葛法町内会施設の建てかえ事業が採択されなかったことによるコミュニティ事業推進助成金の減額のほか、集会施設補修に係る保険料収入等の増額であります。

21款市債は、ケーブルテレビ施設整備事業債の減額、秋田精工株式会社融資分の地域総合整備資金貸付事業債及び合併市町村振興基金積立事業債の追加、庁舎等整備事業債及び鳥海ダム調査事務所整備事業債の増額であります。

次に、歳出であります。職員等の人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

2款総務費の主な内容をご報告申し上げます。1項総務管理費のうち増額・追加補正されるものは、国保連合会電算システム仕様変更に伴うシステム変更委託料、秋田精工株式会社に対する地域総合整備資金貸付金、合併市町村振興基金への積立金、情報センター特別会計及び地域情報化事業特別会計への繰出金、庁舎の光熱水費等の維持管理に係る経費及び原油価格高騰に伴う公用車用燃料費などであり、また、減額されるものは、事業が採択されなかったことによるコミュニティ助成補助金、対象事業が当初見込みより少なかったことによる地域振興事業の補助金などあります。

2項徴税费であります。人件費以外では賦課徴収に係る事務的経費の精査であります。

4項選挙費では、期日前投票所を1カ所増設することを主な内容とする平成18年度分の県議会議員選挙費の精査と、石脇財産区議会議員選挙費の確定による補正であります。

5項統計調査費では、学校基本調査等、指定統計調査費の確定・精査による補正であります。

次に、12款公債費につきましては、補正額はありますが財源を更正するものとなっております。

また、地方債であります、地域総合整備資金貸付事業債など4件を追加し、ケーブルテレビ施設整備事業債ほか18件の地方債について、充当率の変更、県補助額の変更、事業確定見込み、事業内容の精査等に伴い、それぞれ限度額を変更するものとなっております。

以上ご報告申し上げました補正予算の当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第198号平成18年度情報センター特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入1款分担金及び負担金は、ケーブルテレビ新規加入7件分、インターネット新規加入23件分の加入金等の増額であります。

2款使用料及び手数料は、ケーブルテレビ及びインターネット使用料の増額であります。

また、3款繰入金は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

4款繰越金は、前年度からの繰越金の確定による増額であります。

5款諸収入は、デジタル放送用セット・トップ・ボックスの売り払い収入、施設破損に対する損害賠償金の増額であります。

また、6款市債は、一般会計において予定しておりました総務債のケーブルテレビ施設整備事業債のうちの公営企業債分を本特別会計において起債することに変更するための措置であります。

次に歳出では、1款総務費においては、職員等に係る人件費の補正のほか伝送路の修繕料、引き込み線の移設及び撤去費用、電力柱・N T T柱の共架使用料、セット・トップ・ボックス購入費などの増額が主なものであります。

また、3款公債費は、公営企業債の償還利子であり、5款施設整備費は、起債に伴う一般会計への繰出金であります。

さらに、地方債の補正であります、歳入でご説明申し上げたケーブルテレビ施設整備事業債について1億4,670万円を限度額とする起債を追加しようとする内容であります。

これにより、歳入歳出それぞれ1億6,073万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額が、それぞれ2億8,521万9,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第199号平成18年度地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）ですが、歳入につきましては、3款負担金におきまして加入者宅の増改築に伴う引き込み線移設工事等の負担金収入を増額するものであり、また、4款繰入金は一般会計からの繰入金の増額であります。

また、歳出につきましては、1款Y B ネット運営費におきまして、由利地域鮎川地区内の火災による被害及び伝送路支障移転等に伴う施設の修繕料の増額と、原材料費及び備品購入費の精査による減額であります。

また、2款公債費は、矢島地域の機器増設事業に係る起債の利子分償還金の増額であります。

これにより、歳入歳出それぞれ194万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額が、それぞれ1億647万6,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加になりました議案第210号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、特別職の職員のうち助役の給与について、平成19年1月1日から同年1月31日までの期間、給与額に100分の10を乗じて得た額を減じた額を給料月額とする内容の附則を加える改正内容であります。本定例会の初日において取り下げとなりました議案第193号本荘由利総合運動公園（陸上競技場）改修工事請負変更契約の締結についての事務手続き上の不備による義務違反に対してとられる処置であり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情の審査内容についてご報告申し上げます。

まず、陳情第19号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、税制度において、各種所得控除の廃止や消費税率の引き上げなど庶民の生活を脅かすような大增税を行わないよう国への意見書提出を求めるものであります。

次に、陳情第22号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出についての陳情につきましては、公共工事において建設労働者の適正な賃金確保のための公契約法の制定を検討すること、及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項である、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」について、国への意見書提出を求めるものであります。

次に、継続審査中の陳情第14号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態を求める陳情についてであります。これは、中国における臓器移植手術をめぐる、法輪功学習者等への迫害疑惑を解明するための実態調査を行うことについて、国への意見書提出を求めるものであります。

最後に、継続審査中の陳情第15号集配局の廃止再編計画に反対する意見書提出についての陳情であります。これは、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編を行わないこと、及び離島やへき地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続することについて、国への意見書提出を求めるものであります。

以上、ご報告申し上げました4件の陳情につきましては、すべて全会一致により、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 続きまして、教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、先決を要する議案として12月4日初日に審査付託になり、同日に撤回された案件を除き、条例関係2件、補正予算6件、その他2件、陳情3件の計13件であります。

なお、継続審査中の陳情1件を追加した計14件の審査の結果につきましては、お手元

に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第185号由利本荘市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、平成19年1月1日から施行するため、障害者自立支援法による介護給付対象者の増加に伴い、委員の定数を5人から10人以内に改正しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第186号由利本荘市子育て支援金条例の一部を改正する条例案についてあります。これは、支給要件を明確化するため、支給の対象となる子供を出産した者及び支給対象となる子供の住所要件の設定を追加するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第190号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてあります。これは、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度に伴う準備と事務処理のため、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告いたします。

最初に、議案第194号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第6号）についてあります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款から第18款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第9款、第10款についてあります。

職員人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

まず歳入において、第12款分担金及び負担金は、保育所入所者負担金の増額であります。なお、この保育所入所者負担金の中には、6月の会計検査院実地検査の結果に基づく平成16年度旧本荘市の扶養義務者分の算定誤りである追加分84万3,600円も含まれております。委員から、「今後このような事態にならないよう適確な事務処理をするべき」との意見がありましたことを申し添えます。

第13款使用料及び手数料は、運動公園等使用料の増額であります。

第14款国庫支出金は、保育所入所者増による保育所運営費負担金の増額、へき地児童生徒援助費補助金の減額補正等であります。

第15款県支出金は、保育所運営費負担金の増額、精算見込みによるすこやか子育て支援事業費補助金の減額補正等であります。

第16款財産収入は、佐藤憲一記念文庫整備基金運用収入の増額補正であります。

第17款寄附金は、本荘郷土資料館寄附金であります。

第18款繰入金は、平成17年度老人医療費確定に伴う老人保健特別会計繰入金であります。

第20款諸収入は、単価変更等による居宅介護予防サービス計画費収入の減額、平成17年度介護保険分担金精算に係る広域市町村圏組合分担金精算金の増額補正等であります。

第21款市債は、本荘南中学校改築実施設計に係る本荘南中学校整備事業債の増額補正等であります。

次に、歳出についてですが、第3款民生費では1項社会福祉費において、国民健康保

険特別会計の出産育児一時金の補正に伴う繰出金の増額補正、敬老会開催事業の精算に伴う減額、知的障害者相談活動に係る経費の増額、単価変更等に伴う介護予防計画作成委託料の減額補正等であります。

2 項児童福祉費においては、認可外保育所乳幼児室整備補助金の増額、保育所入所者増による保育所入所者委託金の増額、会計検査院実地検査の結果による国・県への返納金の増額、支給対象者増による子育て支援金の増額、道川保育園運営費委託金の増額補正等であります。

第4款衛生費では、1 項保健衛生費において、各種検診の受診者の増減に伴う精査による委託料の増額、予防接種者増による予防接種委託料の増額補正等であります。

2 項清掃費においては、平成17年度の精算によるリサイクルセンター負担金返納金の増額、し尿処理施設に係る広域市町村圏組合分担金の増額補正等であります。

第5款労働費では、1 項労働諸費において、本荘勤労青少年ホームの体育館照明等の修繕料の増額補正であります。

第9款消防費では、1 項消防費において、大内地域の下水道工事に伴う消火栓移設による増額、自動車重量税の減額補正等であります。

第10款教育費では、1 項教育総務費においては、スクールバス購入費確定に伴う減額補正等であります。

2 項小学校費においては、燃料費等の増額、矢島小学校バリアフリー箇所の改修、由利小学校屋根修理に伴う増額、西目小学校改築実施設計委託料の確定に伴う減額補正等であります。

3 項中学校費においては、燃料費等の増額、要保護・準要保護就学援助費補助金、大会派遣費補助金の増額、本荘南中学校改築実施設計委託料の増額補正等であります。

4 項幼稚園費においては、預かり保育おやつ代の減額、ひとり親家庭児童保育援助費の増額補正等であります。

5 項社会教育費においては、社会教育施設の燃料費等の増額、文化会館客席天井の修繕料の増額、本荘城址報告書刊行延期による印刷製本費の減額、ポートプラザホール屋根等の修繕料の増額補正であります。

6 項保健体育費においては、本荘由利総合運動公園陸上競技場で使用するハードル購入費の増額、要保護・準要保護給食就学援助費補助金の増額補正であります。

次に、議案第195号平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金及びその他繰越金を増額するものであります。

歳出においては、退職被保険者等療養給付費等、出産育児一時金及び葬祭費を増額、今年度の拠出額確定による老人保健事務費拠出金及び保険財政共同安定化事業事務費拠出金を増額、平成17年度分の精算による療養給付費等負担金の償還金を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を89億3,694万2,000円とするものであります。

次に、議案第196号平成18年度老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入において、支払基金交付金及び国庫負担金を増額し、歳出においては、平成17年度の医療費の確定に伴い、県負担金分の償還金と一般会計繰出金を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を106億536万2,000円とするものであります。

次に、議案第197号平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入において、交付税算入分の休日診療所受託事業収入を増額し、歳出においては、基金積立金を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を1,158万3,000円とするものであります。

次に、議案第200号平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳出において、鳥寿苑及び悠楽館の燃料費、賄い材料費の増額補正等であり、その財源は全額繰越金を充当するもので、補正後の歳入歳出予算総額を7億50万4,000円とするものであります。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第208号スクールバスと自動二輪車の衝突事故に係る示談についてであります。これは、平成14年に旧鳥海町で発生したスクールバスと自動二輪車の衝突事故に係る示談に伴う損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第209号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）についてであります。これは、議案第208号で損害賠償の額を定めたことに伴い、既に支払われた治療費等を除く費用について、全額、全国自治協会の損害保険金を充当補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を527億8,878万2,000円とするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告いたします。

初めに、陳情第18号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書提出についての陳情であります。これは、秋田県の医師不足を解消すること及びOECD並みに医師数を養成することの2項目からなる陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第20号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護など憲法第25条に基づき社会保障を拡充することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第21号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、療養病床の廃止・削減を中止することなど3項目からなる陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第16号由利本荘市における義務教育の機会均等を求める陳情についてであります。これは、複式校に市費による職員の加配を求めること及び中学校での免許外指導の解消を求める2項目からなる陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 私から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告

申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係が1件、補正予算3件及び陳情1件の計5件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた6件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第187号由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案であります。これは、黒毛和種肉用牛購入のための資金貸付事業に充てる基金について、国庫補助負担金の改革等に伴い国の家畜導入事業が廃止されることにより、その原資の一部である国庫金の返還が必要となったため、基金の額について条文を改正しようとするものであります。なお、この基金における国庫金の割合はおよそ3分の1であり、これを6年間にわたり返還し、今後は県費と市費により特別導入事業を継続するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第194号平成18年度一般会計補正予算（第6号）についてであります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。

13款使用料及び手数料につきましては、矢島畜産センターにおける子牛の預託に伴う使用料の増額と、さきの第3回定例会において条例を改正し、用途を廃止した産業研修センターの体育館に係る使用料の減額であります。

15款県支出金につきましては、2項県補助金においては、農林業各種事業の確定に伴う補助金の増減額や県かさ上げ補助が措置されることによる増額が主なもので、3項委託金においては、本荘工業団地管理委託金の精算に伴う減額であります。

16款財産収入につきましては、矢島畜産センターでの全体的な頭数減による生産物売払収入の減額が主なものであります。

18款繰入金につきましては、議案第187号で報告いたしました特別導入事業基金の国庫分返還に伴う基金繰入金の増額であります。

20款諸収入につきましては、農林水産業雑入においては、送電線支障木に係る伐採補償費の増額が主なもので、商工雑入については、道路工事による道の駅おおうちの温泉ばぼろっこへの引湯管移設に係る補償費の増額であります。

21款市債につきましては、農業債において、各事業費の確定による増減額と県補助が措置されることに伴う減額であります。

次に、歳出についてであります。

初めに、6款農林水産業費についてであります。1項農業費においては、中山間地域等直接支払事業費と、「農地は認定農業者へ利用集積事業費」の追加に要する経費の増額、歳入第18款で触れました特別導入事業基金の国庫分返還金の措置、土地改良事業の事業費確定等に伴う増減額、事業費増に伴う集落排水事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

2項林業費では、民有林造林に対する市単独かさ上げ補助分の追加に要する経費の増額、岩城地域での県単局所防災事業の確定による減額、ばいんすば新山に係る光熱水費

の増額が主なものであります。

3 項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港の漂砂しゅんせつや処理に要する経費の増額が主なものであります。

次に、7 款商工費についてであります。本荘工業団地の除草等環境整備事業の確定による減額や、鶴舞温泉に係る光熱水費の増額、歳入第20款で触れました道の駅おおうちの温泉ぽぽろっこへの引湯管移設に要する経費の増額が主なものであります。

次に、議案第202号平成18年度集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてあります。歳入においては、事業費の減額に伴う国・県補助金と市債の減額や維持管理費増に伴う一般会計繰入金の増額、消費税還付金などの雑入の増額が主なもので、歳出においては、農業集落排水事業では処理施設の維持管理に要する経費の増額や事業完了による事業費の減額、起債の償還に要する経費の増額が主なもので、個別排水事業では大内地区2件分の事業に要する経費の増額であります。また、これらに伴い地方債においては、農業集落排水事業債と資本費平準化債をそれぞれ減額するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ2,197万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億6,419万3,000円とするものであります。

次に、議案第204号平成18年度スキー場運営特別会計補正予算（第3号）についてあります。歳入においては、鳥海オコジョランドスキー場で開催される国体バイアスロン競技のコース整備のための圧雪車リース料が国体由利本荘市実行委員会から措置されるもので、歳出においては、当該圧雪車に係る修繕等に要する経費を増額するものであり、これにより、歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億6,325万3,000円とするものであります。

以上、補正予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第26号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める意見書提出についての陳情につきましては、「陳情項目の内容について、さらに調査をする必要がある」との意見があり、なお審査の要ありとし、申出書のとおり継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第17号公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情につきましては、「長期的な本市林業振興の方向並びに本市の事業体育成について、さらに時間をかけて調査検討するべき」との意見があり、なお審査の要ありとし、申出書のとおり継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例改正1件、道路関係2件、補正予算5件の合計8件であります。

なお、これに継続審査中の請願1件及び陳情1件を加えた合計10件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第188号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります
が、これにつきましては、松涛団地4戸建て1棟及び吉野団地2戸建て1棟並びに松涛
団地駐車場の完成に伴い、別表にその施設名称を追加するものであります。

この条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべき
ものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第191号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第192号由利本荘市道路線の認
定についての2件であります。関連がありますので一括してご報告を申し上げます。

初めは、本荘中央地区土地区画整理事業に伴うものであります。伊勢堂小路線及び
裏尾崎3号線を廃止し、新たに伊勢堂小路線、伊勢堂小路北線及び裏尾崎3号線の3路
線を認定するものであります。

次に、学校建設に伴うものであります。築館2号線を廃止し、新たに築館2号線、
矢島学校通線及びやまばと線を認定するものであります。なお、やまばと線につきまし
ては、自転車及び歩行者専用道路とするものであります。

以上3路線を廃止し、6路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、原案
のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は補正予算であります。各会計に共通することから件名のうち「平成18年度由利
本荘市」は省略してご報告いたします。

初めは、議案第194号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審
査付託になりましたのは、歳入では12款、14款、15款、20款及び21款、歳出では4款、
8款及び11款であります。

歳入では、12款分担金及び負担金で、停車場栄町線の電線地中化に伴う東北電力等か
らの電線共同溝建設費負担金の措置、14款国庫支出金及び15款県支出金で、補助事業等
の確定見込みなどに伴う負担金、補助金及び委託金の増減、20款諸収入で、補償金の減
額及び過年度還付金の措置、21款市債で、14款及び15款と同様に補助事業等の確定見込
みなどに伴い減額となるものであります。

一方、歳出では、4款3項水道費で、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額であり、
また、8款土木費で、人事異動や職員の時間外勤務による職員人件費の増減、事業の確
定見込みなどによる地方道路整備事業臨時交付金事業費等の減額、各地域の道路の維持
補修及び除排雪に係る経費、まちづくり交付金事業において土地開発公社から旧由利組
合総合病院跡地の用地取得に要する経費、本荘中央土地区画整理事業費において建物調
査委託料の増額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額が主なものであり、さらに、
11款2項公共土木施設災害復旧費で凍上災、防護さくのみ災害の確定見込み及び現年融
雪災害の確定に伴い減額となるものであります。

次に、議案第201号下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入で、
一般会計繰入金金の減額、起債の償還元金の確定による特定環境保全公共下水道事業債、
資本費平準化債及び特別措置分下水道事業債の増額であり、一方、歳出で、職員手当及
び処理施設の維持管理費の増額、事業費の確定に伴う補償費及び工事請負費への組み替
え、資本費平準化債の額の確定による償還金財源の組み替えが主なもので、歳入歳出そ
れぞれ3,004万2,000円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額が38億4,305万4,000

円となるものであります。

なお、これに伴い、地方債の補正では起債限度額5,860万円の特別措置分下水道事業債を追加し、また、特定環境保全公共下水道事業で3億7,140万円に、資本費平準化債で4億7,230万円に、それぞれ起債限度額が変更となるものであります。

次に、議案第203号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入で、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債の増額、消費税還付金及び水道管移設補償費の減額であり、一方、歳出で、各簡易水道施設の管理費の増額及び東由利簡易水道で、当初計画は川底の既設管利用の配水管を橋梁添架に変更することに伴う工事請負費の増額などで、歳入歳出それぞれ2,789万2,000円の増額となり、補正後の歳入歳出予算総額が16億4,107万6,000円となるものであります。

なお、これに伴い、地方債の補正では簡易水道事業の起債限度額が6億4,960万円に変更となるものであります。

次に、議案第205号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出において、蟻山浄水場ろ過池の自動弁交換及び黒森第二貯水池のコンプレッサー等に係る修繕費を400万円、水道業務補助員1名分の委託料を86万4,000円増額するもので、水道事業費用が14億3,247万2,000円となるものであります。

また、資本的収入において、配水管の改良工事等により水圧低下が改善され不要となりました由利地域東中沢ポンプ室用地及び構築物の固定資産売却代金を27万3,000円増額するもので、総額が7億9,000万2,000円に、同じく支出において、本荘地域市道上原藤崎線道路改良工事に伴う配水管布設替えに係る工事請負費を150万円、西目地域PC配水池建設予定地の土地購入費を774万8,000円、それぞれ増額するもので、総額が13億3,734万8,000円となるものであります。

次に、議案第206号ガス事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出において、ガス事業補助員1名分の委託作業費を65万9,000円増額するもので、ガス事業費用が8億9,306万8,000円となるものであります。

また、資本的支出において、水道事業と同様に上原藤崎線道路改良工事に伴う供給管移設に係る工事請負費を680万円増額するもので、総額が2億7,539万9,000円となるものであります。

以上、報告いたしました5件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情についてであります。

初めに、継続審査中の請願第2号国道108号の渋滞を解消するために、鳥海山ろく線の黒沢踏切への感知式交通信号機設置を求める請願につきましては、閉会中に協議会を開催し、当局より渋滞状況の調査報告を受けるなど慎重に審査した結果、抜本的な渋滞解消には立体交差化が必要であるが、早期に渋滞緩和対策への取り組みが必要とことから、採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当局におかれましては、通勤時の渋滞緩和や地域の交通事故未然防止を初め排気ガスや騒音等の抑制のため、黒沢踏切への踏切信号機の早期の設置について関係機関等への働きかけなどをよろしくお願いいたします。

次に、継続審査中の陳情第8号総合文化施設（多目的ホール）に関する陳情につきましては、現在、当局において委員34名で構成される本荘市街地地区まちづくり推進協議会での意見等を踏まえた由利組合総合病院跡地整備の基本設計中であり、その内容を確認したいなどの意見により、なお審査を要するとの判断から継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。26番村上亨君。

【議会運営委員長（村上亨君）登壇】

議会運営委員長（村上亨君） 私から議会運営委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、陳情第25号由利本荘市議会議員の兼業禁止及び議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情、1件であります。

この陳情につきましては、「法解釈や判例、あるいは運用例、行政実例などをさらに研究し対応をするべき」との意見があり、なお審査の要ありとし、申出書のとおり継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、議案、請願、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、請願、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、請願、陳情等の件名は朗読を省略したいと思っておりますので、ご了承願います。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第185号から、日程第8、議案第188号までの4件を一括議題といたします。

各所管常委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第185号から議案第188号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第9、議案第189号を議題といたします。
総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第189号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第10、議案第190号から、日程第12、議案第192号までの3件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第190号から議案第192号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第13、議案第194号を議題といたします。
各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第194号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第14、議案第195号から、日程第23、議案第204号までの10件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第195号から議案第204号までの10件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第24、議案第205号及び日程第25、議案第206号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第205号及び議案第206号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第26、議案第208号及び日程第27、議案第209号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第208号及び議案第209号の

2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第28、議案第210号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第210号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第29、陳情第18号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第18号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第30、陳情第19号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第19号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第31、陳情第20号を議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第20号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第32、陳情第21号を議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第21号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第33、陳情第22号を議題といたします。
総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第22号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第34、陳情第25号を議題といたします。

議会運営委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第25号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第35、陳情第26号を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第26号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第36、継続審査中の請願第2号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の請願第2号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第37、継続審査中の陳情第8号を議題といたします。

建設常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第8号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第38、継続審査中の陳情第14号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第14号は、採
択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第39、継続審査中の陳情第15号を議題といたします。
総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第15号は、採
択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第40、継続審査中の陳情第16号を議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第16号は、採
択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第41、継続審査中の陳情第17号を議題といたします。
産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により
継続審査の申し出があります。
委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第17号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第42、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第10号から議員発案第18号までの9件については、委員会付託を省略し、議員発案第11号から議員発案第18号までの8件については、提案説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号から議員発案第18号までの9件については、委員会を付託を省略し、議員発案第11号から議員発案第18号までの8件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第10号から議員発案第18号までの9件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号から議員発案第18号までの9件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

次に、議員発案第10号を上程し、提案者の説明を求めます。29番佐藤實君。

【29番（佐藤實君）登壇】

29番（佐藤實君） 本案件を提出するに当たり、意見書案の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にある。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備など、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が昨年2月発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっている。

加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど国民の共有財産である国有林の管理が危ぶまれている。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、多様で健全な森林への誘導、国土保全などの推進、林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保などの諸対策を進めていくこととなった。

よって、国においては、新たな森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして森林の持つ多面的機能維持を図るための森林整備等を着実に推進するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

1、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。

2、国産材の安定供給体制整備並びに地域材利用対策の推進、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画推進を図ること。

3、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野事業については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共通財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） これにて提出議案の説明を終わります。

議長（井島市太郎君） 日程第43、議員発案第10号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第44、議員発案第11号から、日程第51、議員発案第18号までの8件を一括議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第11号から議員発案第18号までの8件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る12月4日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成18年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時13分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員